

# みやぎ税務会計事務所通信

《 2019年3月 》



## 税務の話題

### 消費税特集①

あと7ヶ月で 8%→10%へ！準備・検討を始めましょう！

昨年12月に発表された「税制改正大綱」(事務所通信1月号にてご案内済み)にて、2019年10月1日より、消費税率は8%から10%とされることが明記されました。

「ただ2%上がるだけでしょ？」 — いえ、上がる“だけ”ではありません！

「うち、食品売ってないから関係ないよね！」 — いえ、今回の増税は皆さまに関係があります！

何度か延期されてきた消費税の増税。

今回も、「リーマンショック級の出来事がない限り…」という一言が付いてはいますが、“備えあれば憂いなし”です！そろそろ、本格的なご準備をオススメいたします。

### 軽減税率対象品を“売る”事業者さまは...

「区分記載請求書等」(右図参照)を発行しなければなりません！

現行との変更点は、右図の下線部分です。

[軽減税率の対象であること]と[税率ごとに区分した額]の記載が追加となります。

なお、取引の全てが軽減税率対象品の場合でも、その旨を請求書に記載する必要があります。

一方、取引に軽減税率の対象となるものがない場合は、「8% 0円」といった表記は不要です。

### 《請求書の記載例》

- ① 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(軽減税率対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込み)
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書		△△商事	
11月分 131,200円 (税込み)		平成30年11月30日	
日付	品名	金額	
11/1	米	5,400円	③
11/1	牛肉	10,800円	
11/2	パン	2,200円	
合計		131,200円	
10%対象		88,000	
8%対象		43,200	

※は軽減税率対象品目

国税庁「平成31年(2019年)10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されます」(チラシ)  
(平成30年7月)より抜粋

### 軽減税率対象品を“買う”事業者さまは...

請求書や領収書の記載内容を確認しなければなりません！

領収書	
△△商事 様	2020年4月1日
¥3,260-	
但し、10%対象(お品代) ¥1,100-	
8%対象(食品代) ¥2,160-	
上記金額正に領収いたしました。	
株式会社〇〇商事	
東京都〇〇区〇〇1-2-3	

日本商工会議所 小冊子  
「中小企業のための消費税軽減税率制度導入と  
消費税転嫁対策」より抜粋

〇〇スーパー	
TEL 03-000-0000	
領収書	
2020年4月1日	
*ベーコン	¥250
*お茶	¥100
*ヤマモ	¥300
ワイン	¥750
8%合計	¥650
消費税	¥52
10%合計	¥750
消費税	¥75
合計	¥1,527

来客用などのため、事務所に常備する飲料や、現場への差し入れをはじめとした贈答用の飲食料品…。いつも当たり前のように購入していませんか。それらも当然「軽減税率対象品」、消費税率は8%です！2019年10月1日以降に購入する品物については、消費税率が「10%」のもの「8%」のものに分けて経理処理をする必要があります。

領収書も、上図↑のように記載されていることが必要です。(記載がない場合は追記することになります。)

日々受け取る領収書、「何となく」お財布から出して処理していませんか。

消費税の増税に伴い軽減税率が導入されると、今後はより一層、「何となく」では正しい経理処理が行えなくなります。それは、正しい消費税額が計算(申告)できないことに繋がります。

従業員の方も含めて、「“経費”にも意識を向けていただく機会」にさせていただきたいと思っております。